

令和 8 年第 3 回 日田市議会定例会 議 案 の 概 要

招 集 日 令和 8 年 9 月 2 日（水）

提出議案 12件（条例議案 5 件、字界変更議案 1 件、専決処分承認議案 1 件、予算議案 3 件、
決算認定議案 2 件）

報 告 8 件

— 目 次 —

議案 番号	議 案 名	頁
58	日田市福祉バスの設置、管理及び運行に関する条例の廃止について	1
59	日田市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	2
60	日田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	3
61	日田市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	4
62	日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例等の一部改正について	5
63	字の区域の変更について	7
64	専決処分（令和 8 年度日田市一般会計補正予算（第 2 号））の承認について	8
65	令和 8 年度日田市一般会計補正予算（第 3 号）	
66	令和 8 年度日田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
67	令和 8 年度日田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	

— 目 次 —

認定	名 称	頁
1	令和 7 年度日田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	8
2	令和 7 年度日田市公営企業会計決算の認定について	

— 目 次 —

報告	名 称	頁
11	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について	8
12	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について	
13	一般財団法人日田市市民サービス公社の経営状況の報告について	
14	一般財団法人中津江村地球財団の経営状況の報告について	
15	株式会社トライ・ウッドの経営状況の報告について	
16	一般財団法人日田市公民館運営事業団の経営状況の報告について	
17	専決処分の報告について	
18	専決処分の報告について	

(条例議案)

議案第58号 日田市福祉バスの設置、管理及び運行に関する条例の廃止について

【担当課：地域振興課】

1 議案提出の理由

日田市地域公共交通計画及び日田市地域公共交通利便増進実施計画に基づき、市民の移動の利便性向上を図るため、日田市福祉バスを代替の交通手段に転換するに当たり、条例を廃止すること。

2 福祉バス廃止に至るまでの経緯

(1) 福祉バスは市内周辺部と中心部を結ぶ定時定路線バスとして運行してきたが、人口減少等の影響から、利用者数は年々減少しており、1便当たりの平均乗車数は0.71人（令和7年度実績）となっていること。

(2) (1)の状況等も踏まえ、本市では、「日田市地域公共交通計画」の基本理念を実現するためのアクションプランとして「日田市地域公共交通利便増進実施計画」（以下「利便増進実施計画」という。）を策定するために、その内容について日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「確保維持協議会」という。）の場で審議し、公共交通の利用者へのアンケートを実施する等した上で、当該計画の案についてパブリックコメントを実施したこと。

※ 利便増進実施計画の中で、福祉バスを代替の交通手段（乗合デマンドタクシー）に転換することを利便増進事業として位置付けたこと。

(3) (2)のパブリックコメント後、福祉バスの運行地域の自治会長及び福祉バスの利用者に対して、乗合デマンドタクシーの導入・延伸等に係る説明を行ったこと。

(4) 令和8年5月22日、確保維持協議会の場でパブリックコメントの結果及び自治会長等への説明の結果等を報告した上で、利便増進実施計画の案について承認を得たこと。

また、同年7月22日、確保維持協議会の場で、福祉バスの代替の交通手段となる乗合デマンドタクシーの導入・延伸等に係る議案が審議され、承認を得たこと。

3 福祉バスの概要及び利用者数等

福祉バス 路線名	区 間	利用者数（単位：人）				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大鶴線	小鹿田（大鶴）～老人福祉センター	1,001	643	475	354	352
尾当線	尾当～老人福祉センター	180	124	129	89	83
串川線	五条殿～老人福祉センター	437	472	523	305	309
堂尾線	高木～老人福祉センター	533	646	552	462	355
高花線	高花～老人福祉センター	391	312	247	268	291
月出山線	月出山公民館～老人福祉センター	525	575	501	286	229
合 計		3,067	2,772	2,427	1,764	1,619

(1) 運行日：月曜日から金曜日（一部路線は別途運休日あり）

(2) 運行回数：スクールバスの空き時間帯を利用し、各路線1日1往復。

4 福祉バス廃止後の代替交通手段（乗合デマンドタクシー）への転換の概要

福祉バス 路線名	乗合デマンドタクシー	
	路線名	新設及び既存路線の見直し概要※
大鶴線	大鶴線	便数の拡充（4→4.5往復/日）
	夜明関町線	
尾当線	有田市役所線	運行区域の拡大（日田駅まで延伸）、便数の拡充（2→3往復/日）
高花線		運行区域の拡大に伴い路線名を「有田線」へ変更
串川線	串川線【新設】	新規路線の導入（串川町1・2丁目に新規乗入れ）
	三春原線	運行区域の拡大（日田駅まで延伸）、便数の拡充（2→3往復/日）
堂尾線	三春原線	運行区域の拡大（日田駅まで延伸）、便数の拡充（2→3往復/日）
	高井町線	運行区域の拡大（緑町1・2丁目を追加、日田駅まで延伸） 便数の拡充（2→3往復/日） 運行区域の拡大に伴い路線名を「緑町線」へ変更
月出山線	求来里松野先	運行区域の拡大（月出町・古金町を追加、日田駅まで延伸）
	釣本村線	運行区域の拡大に伴い路線名を「月出山線」へ変更

※ 上記とあわせ、土曜日運行を実施（開始）すること。

※ 代替交通手段となる乗合デマンドタクシーの運行は、福祉バス利用者の代替交通へのスムーズな移行のため、福祉バス廃止前の9月24日から開始する予定であること。

※ 利用者が購入した福祉バスの乗車券について、払い戻しの対応を行うため、附則規定により必要な経過措置を定めること。

（施行日 令和8年10月1日）

議案第59号 日田市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

【担当課：地域振興課】

1 議案提出の理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条例中、認可地縁団体の印鑑登録の手続きを定める規定において引用する同規則の条項に移動が生じたことから、規定の整理を行うこと。

（施行日 令和8年10月1日）

議案第60号 日田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

【担当課：総務課】

1 議案提出の理由

日田市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長及び教育長の給料の額を改定するに当たり、所要の措置を講ずること。

2 日田市特別職報酬等審議会における審議

(1) 諮問の経緯

本市の特別職の給料の額については、直近の日田市特別職報酬等審議会（令和3年度）における「据え置き」の判断以降、約5年間が経過しているため、その間の社会情勢の変化を踏まえた審議が必要であると判断したこと。

(2) 諮問事項（市長→審議会）

- ① 報酬等の額の改定の必要性の有無
- ② 改定の必要がある場合、適当と認められる報酬等の額及び改定時期

(3) 答申の内容（審議会→市長）

- ・ 市長：月額 892,000円（2万円増額）
（理由）職責の重さを考えれば給料は相応に高くあるべきであり、そうでなければ今後、優秀な人材が市長を志す意欲にもつながらないとの意見が出され、近年の他市における増額改定の動きや県内他市との比較均衡も踏まえ、増額改定が適当であるとの結論に至ったもの
- ・ 副市長：月額 710,000円（据え置き）
（理由）類似団体と比較して高い水準にあること等を総合的に判断し、現行の額に据え置くことが適当であるとの結論に至ったもの
- ・ 教育長：月額 612,000円（1万円増額）
（理由）少子化が進む中での教育行政の重要性や、類似団体との比較を踏まえ、増額改定が適当であるとの結論に至ったもの

※ 改定の時期は「令和9年4月1日」とすること

3 条例改正の内容

日田市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長及び教育長の給料の額を以下のとおり引き上げること。※ 副市長の給料の額は据え置きとするもの。

区分	給料月額		
	改定後（A）	改定前（B）	差額（A-B）
市長	892,000円	872,000円	+20,000円
教育長	612,000円	602,000円	+10,000円

4 条例改正による影響

影響額（増額見込）：477,000円/年

（施行日 令和9年4月1日）

議案第61号 日田市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

【担当課：総務課】

1 議案提出の理由

日田市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、日田市議会議員の議員報酬の額を改定するに当たり、所要の措置を講ずること。

2 日田市特別職報酬等審議会における審議

(1) 諮問の経緯

- ・ 直近の審議会（令和3年度）における「据え置き」の判断以降、約5年間が経過し、その間、社会情勢が変化していること。
- ・ 次の市議会議員選挙（令和9年4月）から議員定数が22名から20名へと削減されることに伴い、議員一人一人の役割や責務がますます重くなること。
- ・ 日田市議会議員定数等調査特別委員会が議員報酬の見直しに係る調査報告を取りまとめ、当該報酬の額の改定案を示したこと。

(2) 諮問事項（市長→審議会）

- ① 報酬等の額の改定の必要性の有無
- ② 改定の必要がある場合、適当と認められる報酬等の額及び改定時期

(3) 答申の内容（審議会→市長）

- ・ 議長：月額 457,000円（1万円増額）
- ・ 副議長：月額 403,000円（1万円増額）
- ・ 議員：月額 392,000円（1万円増額）

（理由）他市において報酬の見直しが進められている中、様々な意見を踏まえ総合的に判断した結果、2名の定数削減が実現したことも考慮し、まずはかつて減額された分を元の水準に回復させることが適当であるとの結論に至ったもの。

※ 改定の時期は「令和9年4月1日」とすること

3 条例改正の内容

日田市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員報酬の額を以下のとおり引き上げること。

区分	報酬月額		
	改定後（A）	改定前（B）	差額（A-B）
議長	<u>457,000円</u>	<u>447,000円</u>	+10,000円
副議長	<u>403,000円</u>	<u>393,000円</u>	+10,000円
議員	<u>392,000円</u>	<u>382,000円</u>	+10,000円

4 条例改正による影響

影響額（増額見込）：3,192,000円/年

（施行日 令和9年4月1日）

議案第62号 日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例等の一部改正について

【担当課：環境課、バイオマス資源化センター、清掃センター】

1 議案提出の理由

日田市バイオマス資源化センターにおけるバイオマスの受入れを停止するに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の経緯

(1) 「バイオマス資源化センター」、「地域資源リサイクルシステム」及び「新清掃センター」の一体的見直しについて

日田市バイオマス資源化センター（以下「バイオマス資源化センター」という。）は、バイオマス（生ごみ、豚糞尿等）を処理する施設として平成18年度から稼働しており、老朽化が著しく、点検整備費用として毎年約1億円もの予算を費やしていること。

バイオマス資源化センターでの処理の代替策として、平成27年から9年間にわたり地域資源リサイクルシステム構築のため検討が続けられていたが、システム構築には多額の事業費と年間維持費を要することが明らかとなったこと。

限られた財源、職員体制を考えると、地域資源リサイクルシステムを当初想定していた形で整備することは非常に困難であると判断したこと。

(2) 一体的見直しの方向性について

- ① バイオマス資源化センターは、老朽化等に伴う維持管理費の増加を考慮すると長期の運転継続は非常に厳しいこと、当該施設のFIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）が令和8年11月末に終了することから、近年中に施設を廃止すること。
- ② バイオマス資源化センターで受け入れている生ごみについては、コンポスト（堆肥）化など市民による処理を支援するとともに、コンポスト（堆肥）化ができない分は、分別することなく燃やせるごみに含めて収集運搬し、新清掃センター（バイオマス資源化センター廃止後、新清掃センター完成までの間は現清掃センター）で焼却すること。
- ③ 豚糞尿等については、バイオマス資源化センター廃止後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者責任での処理をお願いすること。

3 条例改正の主な内容

バイオマス資源化センターにおけるバイオマスの受入れについて、令和9年3月31日をもって停止することに伴い、関連する3つの条例について、以下の改正を行うこと。

(1) 日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例の一部改正（第1条関係）

- ① バイオマス資源化センターが行う業務から、バイオマスの受入れ、処理の過程で発生する消化液の液肥化及び液肥の供給に関する業務を削除すること。
- ② バイオマスを生きたままバイオマス資源化センターへ搬入しようとする者への制限等に係る規定を削除すること。
- ③ バイオマス搬入に係る手数料に関する規定、当該手数料の後納に関する規定及び別表第1を削除すること。
- ④ 上記③に伴い、手数料の減免に関する規定を整備するほか、不正の手段によりバイオマス搬入に係る手数料を免れた場合の過料に関する規定を削除すること。

(2) 日田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正（第2条関係）

バイオマス資源化センターにおけるバイオマスの受入れ停止に伴い、分別収集に関する規定から生ごみを削除すること。

(3) 日田市清掃センターの設置に関する条例の一部改正（第3条関係）

生ごみを清掃センターで焼却することに伴い、清掃センターで処理できる一般廃棄物に関する規定について、「(生ごみを除く。)」の部分削除すること。

4 条例改正による影響と今後の対応

(1) 家庭から排出される生ごみの収集方法の変更について

令和9年4月1日以降の生ごみについては、現行の分別収集から、可燃ごみに含めた収集となること。

(2) ごみステーション周辺の環境維持対策

今後、カラスや猫等によるごみの散乱を防止するため、防護ボックスやネット等の対策がされていないごみステーションに対して、現在実施している「防護ボックス購入に対する助成」に加え、新たに「防鳥ネット購入に対する助成」を行うこと。

(3) バイオマス資源化センター廃止及び施設解体に向けた対応

バイオマスの受入れは令和9年3月末までとなるが、それまでに受け入れたバイオマスの処理に一定の期間が必要となること。

※ バイオマスの受入れ停止後は、施設解体に向けてガス及び臭気の発生によるリスクを無くすために残渣物の除去作業を実施する予定であるもの。

5 今後の予定

令和8年10月	市民、事業者及び一般廃棄物収集・運搬業者に対する周知等を実施
令和9年2月	令和9年第1回日田市議会定例会において、「日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例」の廃止議案、令和9年3月末まで受け入れたバイオマスの処理、残渣物の除去作業及び施設解体実施設計業務に係る予算を提出
同年3月	生ごみ分別収集・運搬及びバイオマス資源化センターにおけるバイオマスの受入れ終了（3月31日まで）
同年4月～	清掃センターにおける生ごみの焼却処理開始 バイオマス資源化センターの残渣物の除去作業 バイオマス資源化センター解体実施設計業務

※ 上記作業等が終了次第、バイオマス資源化センターの解体・撤去を実施すること
(施行日 令和9年4月1日)

(字界変更議案)

議案第63号 字の区域の変更について

【担当課：農業振興課】

1 議案提出の理由

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業）の施行に伴い、字の区域を変更するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めること。

2 字の区域変更の概要

県営中山間地域総合整備事業（日田2期地区）

字界変更地区	編入する字	編入先の字
町野工区	大字東有田字 ^{ながはた} 長畑の一部	大字東有田字 ^{かわはらだ} 川原田
鎌手工区	大山町西大山字 ^{そのだ} 園田及び ^{かわつる} 川釣の各一部	大山町西大山字 ^{しもかまで} 下鎌手及び ^{そのだ} 園田

(専決処分承認議案)

議案第64号 専決処分（令和8年度日田市一般会計補正予算（第2号））の承認について

※ 詳細は、別冊に記載しています。

(予算議案)

議案第65号 令和8年度日田市一般会計補正予算（第3号）

議案第66号 令和8年度日田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 令和8年度日田市下水道事業会計補正予算（第1号）

※ 詳細は、別冊に記載しています。

(決算認定議案)

認定第1号 令和7年度日田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和7年度日田市公営企業会計決算の認定について

※ 上記認定については、9ページに記載しています。

(報告)

報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

※ 上記報告については、10ページに記載しています。

報告第13号 一般財団法人日田市市民サービス公社の経営状況の報告について

報告第14号 一般財団法人中津江村地球財団の経営状況の報告について

報告第15号 株式会社トライ・ウッズの経営状況の報告について

報告第16号 一般財団法人日田市公民館運営事業団の経営状況の報告について

※ 上記報告については、別冊に記載しています。

報告第17号 専決処分の報告について

- ・ 事件の概要 駐車していた公用車を前進させ左折した際、相手方のブロック塀に接触し、当該ブロック塀に損害を与えた物損事故。
- ・ 事故の場所 相手方駐車場内（日田市大字十二町）
- ・ 損害賠償額 88,000円（市の過失割合100%）

報告第18号 専決処分の報告について

- ・ 事件の概要 日田市大原グラウンドにおいて、生徒が部活動中に打った野球ボールが、隣接する日田市立東部中学校の駐車場に駐車中の相手方車両に直撃し、当該車両に損害を与えた物損事故。
- ・ 事故の場所 東部中学校駐車場内（日田市田島2丁目）
- ・ 損害賠償額 210,540円（市の過失割合100%）

令和7年度 日田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算

(単位 千円)

区 分		一般会計	特 別 会 計					
			国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険	診療所	給水施設	住宅新築資金
1. 歳 入 総 額		43,388,275	7,182,002	1,284,398	7,538,067	136,672	129,937	869
2. 歳 出 総 額		42,362,699	7,107,640	1,282,010	7,376,908	136,672	129,915	869
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		1,025,576	74,362	2,388	161,159	0	22	0
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	644	0	0	0	0	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	115,117	0	0	0	0	0	0
	(3) 事故繰越し繰越額	4,929	0	0	0	0	0	0
	計	120,690	0	0	0	0	0	0
5. 実 質 収 支 額		904,886	74,362	2,388	161,159	0	22	0
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0	0	0	0	0	0	0
7. 翌 年 度 へ の 繰 越 額		904,886	74,362	2,388	161,159	0	22	0

令和7年度 日田市水道事業会計決算

(単位 千円)

区 分	収 入	支 出	差 引
収 益 的 収 支	1,314,703	1,207,703	107,000 【純利益(税抜) 73,216】
資 本 的 収 支	330,969	770,986	△ 440,017 ※

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金等で補てん

令和7年度 日田市下水道事業会計決算

(単位 千円)

区 分	収 入	支 出	差 引
収 益 的 収 支	2,019,222	1,986,744	32,478 【純利益(税抜) 4,884】
資 本 的 収 支	655,438	1,288,942	△ 633,504 ※

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金等で補てん

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.33)	— (17.33)	4.6 (25.0)	— (350.0)

- (備考)
- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はない。
 - 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。ただし、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、日田市の早期健全化基準。

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計等の名称	資金不足比率	備考
日田市水道事業会計	—	1 各特別会計等ともに資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計等毎に20.0%
日田市下水道事業会計	—	